

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、上越市職員措置請求書の提出があり、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 28 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 勝 島 朝 子

上越市監査委員 武 藤 正 信

上監委第 118 号
平成 27 年 5 月 26 日

請求人 略 様

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 勝島朝子

上越市監査委員 武藤正信

上越市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 27 年 3 月 30 日付けで請求のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく上越市職員措置請求に係る監査の結果を同法第 4 項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 監査の請求

1 請求人 略

2 請求書の提出日 平成27年3月30日

3 請求の内容

本件請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

- ・ (仮称) 厚生産業会館基本設計業務委託に関し、特記仕様書には、業務として市民及び関係団体等の意見を聞き取り、取りまとめ業務とあるが、ホール設計に当たり、十分に住民の提案を検討しなければならないのに怠っている。
- ・ ホバークラフトを用いればよいのに、それを怠っている。
- ・ 平土間は660㎡で、市民から要望されていた740㎡を維持できず、観客席も700～800席必要であるが611席でしかない。
- ・ 今後47年間は使用できる施設としては、十分な利用も見込めず、不当である。
- ・ ホバークラフトを利用すれば、溝はなく、広さも確保でき、座席も確保できる。
- ・ 本来の機能を果たして作れば利用されるのに、作ることを怠ったため、不便で使いたくもない施設を止むを得ず使用させられるわけであるから、損害を被ると考えるべきである。
- ・ 市長は設計をやり直し、ホールにホバークラフトを用い、溝がなく安全な利用を見込める施設にすべきである。

事実証明書

(仮称) 厚生産業会館基本設計業務委託特記仕様書【変更2】 (別添1)

委託業務変更契約書 (平成26年3月31日)

委託業務変更契約書 (平成26年6月26日)

(仮称) 厚生産業会館基本設計業務委託特記仕様書【変更】

委託業務変更契約書 (平成26年3月14日)

(仮称) 厚生産業会館基本設計業務委託特記仕様書

委託契約書 (平成25年9月20日)

上越市 (仮称) 厚生産業会館基本設計 (別添2)

新井ふれあい会館 (ホール) 写真 (別添3)

富山市婦中ふれあいホール 図面 (別添4)

富山市婦中ふれあい館施設概要 (別添5)

テープ (別添6)

(仮称) 厚生産業会館についての要望 (平成 23 年 12 月 5 日)	(別添 7)
(仮称) 厚生産業会館についての要望 (平成 24 年 4 月 17 日)	(別添 8)
(仮称) 厚生産業会館のホール施設に関するアンケートについて	(別添 9)
(仮称) 厚生産業会館について (御願い)	(別添 10)
(仮称) 厚生産業会館基本設計に伴う市民意見 (平成 26 年 1 月 16 日)	(別添 11)
(仮称) 厚生産業会館基本設計に伴う市民意見	(別添 12)
ホール部会討議のまとめ	(別添 13)

事実を証明する書面については、本監査結果では添付を省略する。

第 2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

本件請求は法定要件を満たしているものと認め、平成 27 年 4 月 14 日付けで受理した。

2 監査対象事項

請求書、陳述及び提出された資料から、監査対象事項は、(仮称) 厚生産業会館基本設計業務委託に関し、特記仕様書には、業務内容として市民及び関係団体等の意見聞き取り取りまとめ業務とあるが、ホール設計に当たり、十分に住民の提案を検討しなければならないのに怠っている事実とし、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な契約の履行」に当たるか、次の点について監査を行うこととした。

(仮称) 厚生産業会館基本設計業務委託において、特記仕様書に基づく業務が履行されたかについて

3 監査対象部署

上越市都市整備部都市整備課

4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

(1) 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 4 月 23 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設け、関係職員を立ち合わせ、次のとおり請求の趣旨について補足説明があった。

(2) 陳述の要旨

- ・ 舞台を沈降式で平土間にする際にできる溝について、ワークショップのファシリテーターからよい方法があると言われたが、何もないことがわかった。溝にテープを貼るしかないが、試しに踊ってみたところ、滑ってだめだった。
- ・ 長野県茅野市の茅野市民館は、社交ダンスとして、できてから一人も使われていな

い。舞台の真ん中のところに5・6m間隔でゴムテープが2本貼られるようになるからである。

- ・ 28億9千万を財源にできるので、私どもの使える施設を作っていただきたい。
- ・ 5mm くらいの幅の溝であっても、20年経つと使用しているうちに広がって1cmの幅になり、長野県茅野市は10年くらい経っているが、もう8mmだ。ピンヒールでダンスした場合、1mmの段差でもつまづき、ヒールにカバーしても段差を乗り切れない。これを作るとき、当初から、軽運動、ダンスは利用対象として含まれていたが、不向きだ。ホバークラフト型ならば、舞台が脇に置いてあり、回転させて出し入れして使用する。これなら床には全然傷もつかず溝もできない。
- ・ 座席の昇降型（エレベーター式、現計画のもの）と、舞台のホバークラフト型（請求人の提案するもの）のコスト比較をした。上越市が視察に行き、ここのやり方を今回用いた茅野市民館について、関係者の積算では、1億円かかるとのことだった。一方、米沢市の置賜文化ホールの能舞台、ホバークラフト型で84㎡の場合は、電気系統装置で0.8億円、能舞台楽屋等で1.2億円、合計2億円かかったということだった。
- ・ これらを基に上越市の場合を試算したところ、茅野市民館の方法では約1.08億円。置賜文化ホールの方法の場合は、電気系統装置3機で2.4億円。電動走行旋回式を使わないと2.4億円から1.08億円引いて1.32億円。上越市の負担割合はその17%で、0.22億円。更に舞台の後ろの方に増設する費用、0.11億円。建設増設の上越市負担分は合計0.33億円となる。施設の47年間の使用料2.05億円と試算すると、0.33億円上越市が負担しても、将来的には1.72億円のプラスになる。エレベーターの沈降式よりもホバークラフトのほうが、一時的に高いかもしれないが、将来的に見ていいと思う。
- ・ （仮称）厚生産業会館は、車いすの方も利用しやすい空調設備を完備した、700㎡～800㎡規模のものになるよう、一日千秋の思いで待っている施設である。

(3) 新たな証拠の提出

平成27年4月23日、以下のとおり新たな証拠が提出された。

「上越市役所の（仮称）厚生産業会館建設事業のホール設計やり直し等の措置請求（平成27年3月30日付（略）が上越市監査委員宛に提出したもの）についての補完」（原文）

5 関係職員の事情聴取

平成27年4月23日に、監査対象部署の上越市都市整備部参事、都市整備課副課長及び担当職員から事情聴取を行った。

(1) 請求人の主張（特記仕様書どおり履行されていない）について

（仮称）厚生産業会館の建設に当たっては、「市民の意見を反映し、共に創り上げて

いく」という方針の下、基本設計においても、使い勝手がよく利便性の高い施設とするため、基本設計業務委託特記仕様書の「4 業務内容」において「(2) 市民及び関係団体等の意見聞き取り取りまとめ業務」を計上し、広く市民や関係団体の意見を基本設計に反映することとした。

業者選定のプロポーザルにおいて、受託者の株式会社石本建築事務所から市民意見の聞き取り手法としてワークショップの提案があったことから、株式会社石本建築事務所の主催によるワークショップを実施することとした。

ワークショップの体制は、ホール、公民館、こどもの施設ごとに部会を設けて実施し、各部会は、利用が想定される団体の代表者など約 10 名の利用者のほか、市の関係部署、設計チームにより構成した。

また、各部会の代表 3 名からなる調整会議を開催し、ワークショップで議論された意見の施設間における調整を行うほか、他施設との重ね使いや共有部分など施設全体にかかる事項の検討を行った。

ワークショップは、部会ごとに 2 回のワークショップを開催した後、調整会議を行う流れを 1 クールとし、平成 25 年 12 月から平成 26 年 4 月にかけて、計 3 クール（全 9 回、延べ 21 回）実施し、施設の利用方法や利用しやすい施設機能、各施設の配置計画など具体的な意見が多数提案された。

また、ワークショップの中から、中高生など若い方の意見も聞いてみたいとの意見があったことから、急遽高校生ワークショップを平成 26 年 1 月から 3 月にかけて 3 回実施した。

ワークショップの結果は、その都度、市のホームページに掲載するとともに、各クール終了後にはワークショップニュースを全 3 回作成して全世帯回覧を行い、市民へ情報提供を行ってきた。

このほか、平成 26 年 1 月には、これまで要望を提案した団体を中心に利用が想定される方々へのヒアリングの実施、平成 26 年 1 月と 5 月の 2 回、全市民を対象とした意見募集の実施、平成 26 年 6 月の市民フォーラムの開催など、幅広く意見を聞き取り、これらの意見はワークショップメンバーへ伝え、議論の参考にした。

当市としては、ワークショップを始めとするこれらの取組により、基本設計における意見聞き取りの実施、運営は十分なされてきたと認識している。

なお、社交ダンス団体からもワークショップへ参加するとともに当該団体へのヒアリングを実施しており、十分意見を聴取している。

(2) 請求人が求める措置の内容について

ホール施設の目的は、市民や各種団体が音楽や演劇など芸術文化創造活動の発表会や練習を主目的としながらも、可動席により平土間対応も可能となる「多機能型多目的ホール」とした。

ホールの規模は、基本構想で定めた 600 から 700 席を基に、類似施設の利用実績、利用想定、建設コストなどを勘案しながら、ワークショップにおいて検討した結果、最大視距離や音響計画の面でより良い鑑賞条件が得られ、舞台と客席が一体となれる 600 席

程度の「中規模ホール」とした。

基本構想の際に行ったパブリックコメントや各種団体からの要望の中には、請求人同様、平土間を広くしてほしいとの意見が多数あったことから、基本設計において、平土間面積を広く確保できる方法を検討した。

具体的には、固定式ステージではなく、ステージ部分も平土間として活用できるようにするため、ステージを稼働させる方法や客席前面を稼働させる方法を既存のホール施設を参考にしながら、コスト、平土間の広さ、床レベル差、設置時間・労力など総合的に検討した結果、客席前面を昇降させる方式とした。

可動部分の構造上、隙間をなくすことはできず、やむを得ず 6mm 程度の隙間が生じることとなるが、茅野市民館（長野県茅野市）や鶴見サルビアホール（神奈川県横浜市）を始め、一般的に広く採用されており、社交ダンスを始めとする平土間利用に支障をきたすような事例はないと聞いている。このことから請求人が指摘する「歩くにも支障をきたす」ものでは全くない。

また、既存施設では、隙間が気になるような場合は養生テープやゴムパッキンで保護していると聞いており、それによって滑るなどの苦情もないとのことである。なお、ダンスフロアパネルや養生シートの設置も一つの方法である。

請求人が提案するホバークラフト（エア浮上）によりステージを稼働させる方法は、以下の理由により採用できない。

- ・ ステージを収納する大きなスペースが必要となる。
- ・ ステージの設置や収納に 10 人程度の人手が必要であり、多くの時間を要するため、現段階で想定している管理運営体制では対応できない。
- ・ ステージの収納スペースを確保することに伴い、ステージ裏や側面に配置される控え室、道具倉庫等のバックヤードとステージ、平土間、エントランスとの高さに段差が生ずるため、使い勝手が悪くなる。具体的には、ステージの高さにバックヤードを合わせると、バックヤードから平土間、ホール、エントランスに段差が生じるため、スロープなどが必要となる。逆に、バックヤードと平土間を合わせようとすると、収納スペースを確保するため、どこかにステージより高い床を設置することとなり、ステージ利用時に段差が生じる。
- ・ 可動側面反射板や、舞台袖にある機器の移動が困難である。

これらを解消するため、現方式を採用している。

なお、全国的な事例からも、コンサートや演劇を主体とするホールにおいて、ホバークラフト（エア浮上）によりステージを稼働させる方法は、建設コスト等の問題により採用実績がないと聞いている。請求人が例として挙げている婦中ふれあいホールは固定式ステージ、置賜文化ホールも固定式ステージ（屋根付きの能舞台が可動であり、ステージは固定、一部セリ構造）である。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求書の趣旨、請求人の陳述、提出された事実証明書、関係職員の事情聴取及び提出された資料に基づき、次のとおり事実関係を確認した。

(1) (仮称) 厚生産業会館基本構想 (概略)

ア 経緯

市民が集い、語らう施設を高田地区に建設することにより、市民活動の活発化や市内の地域内交流を促進するとともに、ひいては広域観光や中心市街地の活性化にもつなげることを目的とし、平成22年度から庁内検討委員会を設置し、施設内容や建設場所などについて検討を行った。施設内容は、文化芸能活動や様々な催し物に広く使われ市民に親しまれていた、かつての厚生南会館のような機能と、老朽化している高田地区公民館の機能を基本としながら子育て及び飲食機能も併せて検討することとした。

建設場所については、市内の各種施設の利用状況や全国の類似施設の調査を行い、施設規模などを基に利用者の利便性を配慮し候補地の絞り込みを行った。

平成23年12月、公募市民や学識経験者、関係団体の代表から構成される「上越市(仮称)厚生産業会館整備検討委員会」を設置し、庁内検討委員会の議論を踏まえ、平成24年7月、「基本構想(案)に関する報告書」を市長に提出した。

この報告書や地域協議会及びパブリックコメントによる市民からの意見要望を踏まえ、平成25年2月、(仮称)厚生産業会館基本構想を策定した。

イ 施設整備の基本方針について

多くの多世代の市民が、「集いの場、語らいの場、活動の場、交流の場」として、特定の目的を持って集まるだけでなく、気軽に立ち寄ることができ、何気ない語らいや様々な活動に参加したり触れ合ったりすることで交流が生まれ、多様な価値観を認め合う場であり、旧厚生南会館が取り壊された際に、多くの市民や団体からの施設の存続や代替施設の要望を加え、多くの市民・団体を対象とした市民交流の場となることを目指し、高田地区に建設することとした。

市民や団体が特定の利用目的だけで集う施設とするのではなく、複数の目的を持つ施設整備を図り、多世代の市民や団体が集う多様な交流施設とすることとした。

ウ 建設場所について

高田公園内プール跡地

エ 施設の内容について

全体面積	約 4,720 m ² (共用部分含む)
ホール施設	600～700 席数 (可動式)、約 2,100 m ² コンサート、演劇、講演会、会議、展示会、社交ダンスなどの軽運動、興行などの利用を想定。 座席は階段状の座席としての利用と平土間としての利用が可能な収納式とする。 ホール利用者だけでなく公民館利用者も利用可能な楽屋や練習室を配置。 ホール席数 600～700 席程度。 座席を収納した時のステージを除く平土間の面積 500 m ² 以上。 今後の基本設計の中で利用が想定される市民・団体の意見を再度、伺いながら可能な限り広い平土間を検討。
	公民館施設
こども施設	プレイルーム、一時預かり室など 約 1,080 m ² 子どもとその保護者が相互の交流を通して、子育てに関する不安解消と子どもの健やかな育ちを支援する拠点施設とする。
飲食施設	喫茶程度 約 30 m ²
その他施設	玄関、ラウンジ等 約 110 m ²

オ 施設整備の財源について

項目		金額 (千円)	備考
建設費 (A)		1,835,000	建物本体建築費、付帯工事費
財源	社会資本整備交付金 (B)	734,000	(A) × 40%
	合併特例債 (C)	1,045,950	((A) - (B)) × 95%
	(交付税算入額)	(732,165)	
	(市負担額)	(313,785)	
	県貸付金	55,050	((A) - (B)) × 5%

(2) (仮称) 厚生産業会館建設基本設計業務委託契約の手続きについて

ア 公募型プロポーザルの実施について

基本設計に当たり、市民・利用者の意見を反映し多くの市民に喜ばれる施設となるよう本業務に最も適した設計者を選定し、実績・能力等を総合的に評価するため公募型プロポーザルを実施した。

○ 告示 平成 25 年 6 月 17 日

○ 計画の概要 (抜粋)

・ 建築敷地の概要

敷地位置 上越市本城町 53 番 1 他

敷地面積 約 9,900 m² (周辺を含めた基本設計での検討範囲は約 20,000 m²)
用途地域 第一種低層住居専用地域
都市施設 都市公園
周辺道路 南側 高田公園内園路 幅員 7.0m
西側 高田公園内園路 幅員 7.0m (野球場と相撲場の間)
敷地現況 別添(略)の(仮称)厚生産業会館基本構想を参照のこと

・ 施設概要

構造 建築基準法等関係法令に適合したもの
(ただし、用途地域及び都市施設に関する制限は除く)

延床面積 約 4,720 m²

内訳 ホール施設 約 2,100 m²
公民館施設 約 1,400 m²
こども施設 約 1,080 m²
飲食施設 約 30 m²
その他施設 約 110 m²

施設内容 ホール施設 600～700 席 (可動式)
公民館施設 創作室、音楽室、和室など 約 12 室
こども施設 プレイルーム、一時預かり室、屋外施設など
飲食施設 喫茶程度
その他施設 玄関、ラウンジなど

付帯施設 外構工事 1 式

概算建築費 1,751,000 千円以内 (備品購入費用は含まない)

その他 本業務委託料の上限額は、24,160,500 円(消費税込み)以内とする。
別添(略)の(仮称)厚生産業会館基本構想を参照のこと。

・ 事業スケジュール

平成 25 年度 現況測量、基本設計、地質調査、史跡調査 (試掘調査)
平成 26 年度 実施設計、発掘調査
平成 27 年度 建設工事 (着工)
平成 28 年度 建設工事 (竣工)、外構工事

○ 設計者の選定

- ・ 審査委員会 上越市 (仮称) 厚生産業会館基本設計プロポーザル審査委員会
- ・ 審査基準 上越市 (仮称) 厚生産業会館基本設計業務委託公募型プロポーザル各様式の作成方法及び審査基準により評価する。
- ・ 設計者の選定
第 1 次審査 上越市 (仮称) 厚生産業会館基本設計業務委託公募型プロポーザル各様式の作成方法及び審査基準に定める別表 1 (略) 「評価基準」の評価項目のうち「資格」「実績」「技術提案書」「管

理技術者の業務実績」について書類審査する。
第2次審査 別表1「評価基準」の評価項目のうち「取組意欲」「技術提案書」
「管理技術者の業務実績」についてヒアリングを行う。
書類審査、ヒアリング結果により最優秀者及び優秀者を選定する。

○ 委託契約方法

- ・ 交渉権 最優秀者 第1位交渉権、優秀者 第2位交渉権
- ・ 契約締結交渉 第1位交渉権を与えられた者と予算の範囲内で契約締結交渉を行う。
- ・ 契約手続き 上越市財務規則の定めによる。

○ 選定結果

- ・ 第1次審査 平成25年8月9日
評価結果の合計点数の高い上位5者を第2次審査に参加する者と選定した。
- ・ 第2次審査 平成25年8月22日
ヒアリング、採点を行い、最優秀者、優秀者を選定した。
- ・ 選定結果
最優秀者 株式会社 石本建築事務所
優秀者 株式会社 久米設計
参加表明者 (50音順)
株式会社 梓設計
株式会社 新居千秋都市建築設計
株式会社 石本建築事務所
株式会社 金沢計画研究所
株式会社 環境デザイン研究所
株式会社 久米設計
株式会社 シーラカンス アンド アソシエイツ
株式会社 ヘルム
ペリ クラーク ペリ アーキテクツ ジャパン株式会社
辞退者 株式会社 ヘルム

イ 委託契約について

- 指名業者 株式会社 石本建築事務所
上越市（仮称）厚生産業会館基本設計業務委託公募型プロポーザルにより決定した業者を指名。
- ・ 契約 平成25年9月20日
契約金額 23,625,000円（消費税込み）
履行期限 平成26年3月15日

- ・ 変更契約 平成 26 年 3 月 14 日
変更事項 履行期限 平成 26 年 3 月 31 日
- ・ 変更契約 平成 26 年 3 月 31 日
変更事項 履行期限 平成 26 年 6 月 30 日
- ・ 変更契約 平成 26 年 6 月 26 日
変更事項 高校生ワークショップ
契約金額増額 453,600 円 (消費税込み)
履行期限 平成 26 年 6 月 30 日
- ・ 委託中止 平成 26 年 6 月 27 日～平成 26 年 8 月 25 日
- ・ 中止解除 平成 26 年 8 月 26 日 (履行期限 平成 26 年 8 月 29 日)
- ・ 支 払 平成 25 年 10 月 18 日 7,000,000 円 (消費税込み)
平成 26 年 9 月 26 日 17,078,600 円 (消費税込み)

ウ 特記仕様書について (抜粋)

○ 計画施設概要

- ・ 施設名称 (仮称) 厚生産業会館
- ・ 施設の場所 上越市本城町地内
- ・ 施設用途 多目的ホールを持つ集会場

○ 設計概要

- ・ 委託内容 ① (仮称) 厚生産業会館及び周辺整備の基本設計業務
② 市民及び関係団体等の意見聞き取り取りまとめ業務
- ・ 基本事項 業務に当たっては、以下を尊重すること。
「上越市 (仮称) 厚生産業会館基本構想」
「上越市 (仮称) 厚生産業会館基本設計公募型プロポーザル」
に提出した関係書類
- ・ 業務内容 ① (仮称) 厚生産業会館及び周辺整備の基本設計業務
建築 (総合) 基本設計
建築 (構造) 基本設計
電気設備基本設計
給排水 (浄化槽含) 衛生設備基本設計
空気調和・換気設備基本設計
昇降機設備等基本設計
周辺整備等基本設計
② 市民及び関係団体等の意見聞き取り取りまとめ業務
市民及び関係団体の抽出及び意見聞き取りの手法の検討
高校生ワークショップ ※H26. 6. 26 変更契約 追加業務
意見聞き取りの実施、運営
意見の取りまとめ

意見反映の検討

- ・ 事業計画書の提出

(3) 市民及び関係団体等の意見聞き取り取りまとめ業務の実施

ア 業務計画書（抜粋）

実施の方法、時期、回数等は市との協議により以下のとおり計画された。

- 市民及び関係団体の抽出及び意見聞き取りの手法の検討
プロポーザルで提案した市民ワークショップを開催し、市民の意見を聴取する。
- 意見聞き取りの実施、運営
総合アドバイザーに（略）を招聘し、市民参加のまちづくりの視点からワークショップを行い、市民の意見を設計に反映させる。
- 意見の取りまとめ
ホール施設、こども施設、公民館施設の各ワークショップにおいてあげられた意見を調整会議によって整理、調整を図る。
- 意見反映の検討
調整会議により整理・調整された意見について、市と協議の上、意見を設計に反映させる。

イ 市民ワークショップの開催状況

ワークショップは 3 部構成（公民館部会、子ども部会、ホール部会）とし、各部会それぞれ 6 回行い、ワークショップで議論された意見の施設間における調整や他施設との重ね使いや共有部分など施設全体にかかる事項の検討を行う調整会議（各部会から 3 人選出）及び高校生によるワークショップをそれぞれ 3 回行った。

- 市民ワークショップメンバー

利用が想定される団体の代表者など各 10 名をメンバーとした。

No.	ホール部会		公民館部会		子ども部会	
1	合唱	会員※	陶芸	代表	子育て支援団体	代表※
2	バレエ	代表※	コーラス	代表※	子育て支援団体	スタッフ
3	謡曲・仕舞	会長	民謡	代表※	子育て支援団体	スタッフ
4	フラダンス	主宰	学習	代表	子育て支援団体	代表
5	民謡	理事長	健康体操	代表	利用者	保護者
6	交響楽	団長	小中学生の茶の湯 サークル	代表	利用者	保護者※
7	ダンス	代表	キッズダンス	講師	利用者	保護者
8	吹奏楽	教諭※	調理室利用者	代表	利用者	保護者
9	イベント・展示	職員	公民館運営審議会	委員	保育園	園長※
10	公共施設指定管理者	職員	公民館	サポーター※	保育園	園長

※調整会議メンバー

○ 開催概要

第1回市民ワークショップ

ホール部会	公民館部会	子ども部会
平成25年12月14日	平成25年12月13日	平成25年12月14日
<p>プロポーザル案の説明 ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホールで期待される催事について ・ホール機能を利用した具体的な活動と利用者像について ・ホールに期待される性能水準について <p>※期待される催事、具体的な活動と利用者増を踏まえ、ホールに期待される性能水準を議論し、意見を調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール機能の基本的な考え方に関するまとめ 	<p>プロポーザル案の説明 ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・健康増進施設について ・交流施設について <p>※具体的な活動イメージ、利用者像、他施設との連携について議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ機能について <p>※公民館機能に含まれないが、合築により可能になるコミュニティ機能について、具体的な活動イメージ、利用者像、他施設との連携について議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館施設機能の基本的な考え方に関するまとめ 	<p>プロポーザル案の説明 ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレイルーム施設について ・一時預かり施設について ・交流施設について <p>※具体的な活動イメージ、利用者像、他施設との連携について議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども施設機能の基本的な考え方に関するまとめ

第2回市民ワークショップ

ホール部会	公民館部会	子ども部会
平成26年1月11日	平成26年1月10日	平成26年1月11日
<p>ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私が考えるホール施設機能の組合せについて ・皆で考えるホール施設機能の組合せについて <p>ホール機能に対するまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽優先の多目的ホール ・客席はロールバック・可動式で平土間（ダンスや他興行にも対応可） ・600～800席 	<p>ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私が考える公民館施設機能の組合せについて ・皆で考える公民館施設機能の組合せについて <p>公民館施設機能に対するまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陶芸室、調理室、創作室 ・スタジオ（軽運動室、ダンス）だけでなく、多目的、リハーサル室利用も検討 ・研修室（会議室）、多目的室について、どのような活動を見込むか検討 ・和室、研修室の大きさについては要検討 	<p>ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私が考えるこども施設機能の組合せについて ・皆で考えるこども施設機能の組合せについて <p>こども施設機能に対するまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0～3歳児用と4～5歳児、低学年のプレイルームとし緩やかな仕切り ・プレイルームを夜間、スタジオとしての利用も検討 ・グループ活動室は部屋として独立し、親が活動に専念できるよう、親の目が届く範囲で子どもを遊ばせておけるよう配慮 ・相談室、情報コーナーは事務室に接近 ・昼寝室、授乳室は給湯室に

		接近 ・手洗い場、子どもトイレ、絵本スペース必要 ・親子トイレは男女の区別不要 ・おやつが食べられる飲食スペース
--	--	---

第3回市民ワークショップ

ホール部会	公民館部会	子ども部会
平成 26 年 2 月 15 日	平成 26 年 2 月 14 日	平成 26 年 2 月 15 日
ディスカッション ・ホール施設機能の構成について ※第 1 回調整会議の議論を踏まえた構成案 (3 案) について、評価 ・施設全体の共用機能の構成について	ディスカッション ・公民館施設機能の構成について ※第 1 回調整会議の議論を踏まえた構成案 (3 案) について、評価 ・施設全体の共用機能の構成について	ディスカッション ・こども施設機能の構成について ※第 1 回調整会議の議論を踏まえた構成案 (3 案) について、評価 ・施設全体の共用機能の構成について
※ (仮称) 厚生産業会館基本設計に伴い、各団体に対しヒアリングを実施し、寄せられた意見等 (2/7 現在) について、会議資料としてメンバーに配布された。		

第4回市民ワークショップ

ホール部会	公民館部会	子ども部会
平成 26 年 3 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	平成 26 年 3 月 1 日
ディスカッション ※専門的な検証を踏まえた検討が必要となったためホール、音響設計の専門家から、基本設計に当たっての重要事項についてレクチャーを受ける。 ・ホール施設機能の配置について ・施設全体の共用機能の配置について ※配置案について評価 ※計画案に対する共通意見 (ダンス関連) ・平土間にした際、せりによる床の隙間は 6 mm 程度を想定 ⇒ 隙間はテープを貼る等して対応するのが一般的	ディスカッション ・公民館施設機能の配置について ・施設全体の共用機能の配置について ※配置案について評価	ディスカッション ・こども施設機能の配置について ・施設全体の共用機能の配置について ※配置案について評価

第5回市民ワークショップ

ホール部会	公民館部会	子ども部会
平成 26 年 3 月 29 日	平成 26 年 3 月 28 日	平成 26 年 3 月 29 日
<p>ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール施設機能の使い勝手について <p>※施設機能配置の修正案について評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の共用機能の使い勝手について <p>意見として出された使い勝手 (ホール関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平土間でのダンス利用の際、前方客席のセリ部分の溝(幅約6mm)に女性のヒールが引っ掛かる危険があり、動き方も変わってしまうので溝をなくしてほしい。 ・そのため前方客席ではなく、ステージを可動式にすることはできないか。 ・長岡のアオーレのようにステージを組み立て式にすればコストはかからないのではないか。 ・音楽は文化会館があるのでそちらがいいのではないか。 ・700席を増やすことはできないか。 <p>検討した内容 (ホール関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージを可動式にするとそれに付随する音響反射板など設備も上下させる必要が出てくるため非常にコストがかかる。 ・音楽優先の多目的ホールとして検討してきた経緯があり、ステージを可動式とすると、音楽性能が損なわれてしまう。 <p>溝によってけがをした場合、責任は主催者が負う</p>	<p>ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館施設機能の使い勝手について <p>※施設機能配置の修正案について評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の共用機能の使い勝手について <p>※和室、給湯設備、調理実習室、創作室、陶芸室、多目的室、スタジオ・リハーサル室、会議室・研修室、屋外広場、中庭、練習室等の計画案対し、多くの意見あり。</p>	<p>ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども施設機能の使い勝手について <p>※施設機能配置の修正案について評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の共用機能の使い勝手について <p>※プレイルーム、プレイエリア、テラス、グループ活動室、一時預かり室、親子トイレ、おむつ交換台等の計画案に対し、多くの意見あり。</p>

<p>ことになるので今後安全な対処方法を改めて確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アオーレは音楽優先のホールではないので今回のホールとは性質が異なる。 ・文化会館は1,500席と座席数が多く、市民主催のイベントでは席は埋まらない。 ・座席数の検討として700席を希望した経緯がある。(基本構想策定時等)自主事業で採算を取ろうとすると、700席程度の座席が必要である。 <p>前回までに確認している内容</p> <p>(溝関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回ワークショップで、前方客席のセリの機構により平土間にした際、床に6mm程度の溝ができることが説明されている。多くの類似施設ではその溝をテープで処理して使用していることがホール設計者の専門家より説明されている。 <p>(ホールタイプ、座席関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回ワークショップまでに音楽優先多目的ホールとすること、予算の問題も踏まえて600席程度とすることが確認されている。 		
--	--	--

第6回市民ワークショップ

ホール部会	公民館部会	子ども部会
平成26年4月12日	平成26年4月11日	平成26年4月12日
<p>ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール施設機能の活用方法について ※施設機能配置修正案について評価 ・施設全体の共用機能の活用方法について 	<p>ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館施設機能の活用方法について ※施設機能配置修正案について評価 ・施設全体の共用機能の活用方法について 	<p>ディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども施設機能の活用方法について ※施設機能配置修正案について評価 ・施設全体の共用機能の活用方法について

<p>検討された施設案への意見 (平土間、客席関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平土間利用時の客席前方の溝はダンス利用団体として承服できない。 ⇒ 要望のあった500～600㎡の平土間を確保するため、ホール設計専門家と技術、予算などあらゆる検討した結果、今回のホールに最適な機構として客席ロールバック式、客席前方の部分を下げの方法が提案されている。この形式のダンス利用については、ホール専門家より説明を受けて(第4回ワークショップ)音楽優先多目的ホールとして検討がされてきている。 ・客席について700席にできないか ⇒ 600席程度ということでこのワークショップは検討してきている。600席程度という数字は、整備検討委員会で市内施設の利用実態調査により一番利用の高い500席という実績数値からプラスαを考慮して決定した経緯がある。 ・平土間部はフローリング、客席床は音が響かない材質のものがいい。 ・座席の色は空席が目立たないように、周りになじむものがよい。 	<p>※プレイエリア、入り口のスロープ、エントランス、トイレ、更衣室、創作室、陶芸室、スタジオ・リハーサル室、ホワイエ、カフェ等の計画案に対し、多くの意見あり。</p>	<p>※プレイエリア、プレイルーム、スタッフルーム、飲食スペース、授乳室、昼寝室、一時預かり室、相談室等の計画案に対し、多くの意見あり。</p>
---	--	--

○ 調整会議

第1回 平成26年1月22日

ディスカッション

- ・ 施設間の重ね使い（相互利用）について
- ・ 共用機能について
 - ※ （仮称）厚生産業会館基本設計に伴い、各団体に対しヒアリングを実施し、寄せられた意見等（1/20 現在）についてメンバーに報告があった。

第2回 平成26年3月15日

ディスカッション

- ・ 機能の配置案と相互利用について
 - ※ 調整会議、各部会の議論を踏まえた修正案について評価
- ・ 共用機能について
 - ※ 共有された事項
優先的に利用する人の使い勝手を最優先する。
複合施設としての価値が最大化されるような有効利用を検討する。
今後、C案（略）をベースとして検討を進める。
 - ※ 今後の主な検討事項
「優先的に利用する人の使い勝手を最優先する。」という原則に則った上で、重ね使いが可能な部屋の設えや利用時間の設定、管理区分等の詳細を詰めていく。

第3回 平成26年4月26日

各部会における検討結果について（3部会報告）

機能配置修正案について

ディスカッション

- ・ 機能配置案と相互利用について
 - ※ 配置案について評価
- ・ 共用機能と活用方法について
- ・ 施設の機能配置と活用方法についてのまとめ
 - ※ 各部会の主な内容の報告（ホール部会）
舞台機構に対して一部から再検討の要望
⇒ 専門家による他のホール事例の説明により確認
客席数に対して一部から再検討の要望
⇒ 客席数決定に対する経緯の説明により確認
舞台周辺の収納・倉庫についての使い勝手
⇒ 遮音などを考慮しつつも、今後管理運営により検討

○ 先進地視察 平成25年12月22日 長野県茅野市茅野市民館、こども館

参加者 ワークショップメンバー12人（内、ホール部会3人）、

ファシリテーター1人、市職員6人、受託者（設計チーム）3人

○ 高校生ワークショップ（Aグループ8人、Bグループ8人）

第1回 平成26年1月22日

ディスカッション

- ・ 高校生の日常生活について
- ・ 高校生が期待する（仮称）厚生産業会館における活動について

第2回 平成26年2月14日

（仮称）厚生産業会館の機能構成案について

ディスカッション

- ・ 高校生が利用したい（仮称）厚生産業会館の施設内容について
- ・ 高校生による（仮称）厚生産業会館の利用を活性化するためのアイデアについて

第3回 平成26年3月14日

（仮称）厚生産業会館の機能配置修正案について

ディスカッション

- ・ 高校生が利用したい（仮称）厚生産業会館の配置内容について
- ・ 高校生による（仮称）厚生産業会館の利用を活性化するためのアイデアについて

○ 市民ワークショップニュース

市民ワークショップや調整会議及び高校生ワークショップの活動や議論等について、市のホームページに掲載するとともに、全世帯回覧を行い、市民へ情報提供した。

創刊号（平成25年12月～平成26年1月 第1クール）

第2号（平成26年2月～3月 第2クール）

最終号（平成26年3月～4月 第3クール）

2 判断

以上の事実関係の確認や検証の結果、本件請求について次のとおり判断する。

（仮称）厚生産業会館基本設計業務委託において、特記仕様書に基づく業務が履行されたかについて

（仮称）厚生産業会館基本設計業務委託の特記仕様書では、「市民及び関係団体等の意見聞き取り取りまとめ業務」を本委託業務の一つとしている。

市民や関係団体等の意見の聞き取り手法として、業者選定のプロポーザルにおいて、受託者は市民ワークショップを提案し、本業務においても受託者主催による市民ワークショップを実施した。

市民ワークショップの体制は、ホール、公民館、こども施設ごとに部会を設け、各部会は、利用が想定される団体の代表者など10名をメンバーとし、このほか、市の関係部署、

受託者の設計チームにより構成し、進め方は、それぞれの部会に進行役であるファシリテーターを配した。

部会ごとに 2 回のワークショップを開催した後、ワークショップで議論された意見の施設間における調整及び他施設との重ね使いや共有部分など施設全体に係る事項の検討を行う調整会議（各部会から 3 人選出）を行う流れを 1 クールとし、平成 25 年 12 月から平成 26 年 4 月にかけて、計 3 クール（市民ワークショップ 18 回、調整会議 3 回）実施した。

また、中高生などの意見を基本設計に反映するため特記仕様書を一部変更し、高校生ワークショップを 3 回実施した。

さらに、市民ワークショップのほか、これまで要望があった団体（請求人が所属する団体を含む。）を中心に利用が想定される団体のヒアリングや全市民を対象とした意見募集（請求人からの意見含む。）を実施した。

この意見等を市と受託者で総合的かつ技術的視点で検討を行うとともに、意見等を市民ワークショップに提供し、検討資料とした。

請求人からの意見や要望は、ホール部会の市民ワークショップにおいて社交ダンス関係者の代表から同様の内容が発言され、検討されたことを確認した。

ワークショップの結果は、その都度、それぞれの部会で出された意見・要望・検討課題等を「部会討議のまとめ」として市のホームページに掲載するとともに、各クール終了後にはワークショップニュースを全 3 回作成して全世帯回覧を行い、市民へ情報提供を行った。

以上、「市民及び関係団体等の意見聞き取り取りまとめ業務」は、誠実に履行されたと判断する。

この点に関し、請求人は、「設計をやり直し、ホールにホバークラフトを用い、溝がなく安全な利用を見込める施設にすべきである。」と主張し、それが反映されていないことを問題視している。

一般的に、市長は、市民から出されるすべての意見等を施設の基本設計に反映させなければならないというのではなく、市民の意見等の反映については広く裁量権が認められる。したがって、市民の意見等の反映の是非については、市長の判断が合理性を欠き、社会通念に照らして裁量権を著しく逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、違法となる。

具体的に検討するに、そもそも本施設の基本構想では、市民や団体が特定の利用目的だけで集う施設とするのではなく、複数の目的を持つ施設整備を図り、多世代の市民や団体が集う多様な交流施設とすることを施設整備の基本方針としている。それを受け、上記のとおり、特記仕様書に基づく市民意見の聞き取り手法として、本施設の利用が想定される様々な団体の代表による市民ワークショップ等を実施するとともに、市民の意見等を広く聞き、本施設の基本設計に可能な限り取り入れているものである。

また、本施設のホールにおいてホバークラフト方式を採用することについては、①「ステージを収納する大きなスペースが必要となる」、②「ステージの設置や収納に 10 人程

度の人手が必要であり、多くの時間を要するため、現段階で想定している管理運営体制では対応できない」、③「ステージの収納スペースを確保することに伴い、ステージ裏や側面に配置される控え室、道具倉庫等のバックヤードとステージ、平土間、エントランスとの高さに段差が生ずるため、使い勝手が悪くなる。具体的には、ステージの高さにバックヤードを合わせると、バックヤードから平土間、ホール、エントランスに段差が生じるため、スロープなどが必要となる。逆に、バックヤードと平土間を合わせようとする、収納スペースを確保するため、どこかにステージより高い床を設置することとなり、ステージ利用時に段差が生じる」、④「可動側面反射板や、舞台袖にある機器の移動が困難である」、等の問題点を指摘する意見も存在する。

以上を総合考慮すれば、請求人による「設計をやり直し、ホールにホバークラフトを用い、溝がなく安全な利用を見込める施設にすべきである。」という主張を反映させない市長の判断は、その裁量権を著しく逸脱又は濫用するものとは認められない。よって、「市民及び関係団体等の意見聞き取り取りまとめ業務」は、適法に履行されており、かつ不当な履行にも該当しないと判断する。

3 結論

上記のとおり、本件住民監査請求については、違法又は不当な契約の履行であるとは認められないことから請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。